

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

令和4年5月発行 第48号

医師の働き方改革の制度に関するQ&A

令和6年度（2024年度）から始まる医師の時間外労働の上限規制に関し、全国の病院から厚生労働省に照会のあった内容と、それに対する回答について情報提供がありましたので、皆さまの参考になりそうな事項をお知らせします。

Q 特例水準の指定を受けない医療機関（B水準・連携B水準の対象となる医療機能を有しておらず、研修医もいないのでC水準の指定にも該当せず、年960時間を超える時間外・休日労働をする医師がいない）ですが、2024年4月からは、**時間外・休日労働（以下、「時間外等」）**が年960時間を超える医師に、外来や宿日直に従事する非常勤医師として勤務していただくことができなくなるのでしょうか。

A 非常勤医師の所属元医療機関が、都道府県から「連携B水準（※）」の指定を受け、かつ、所属元医療機関において当該医師が連携B水準の医師として特定されていない限り、所属元医療機関での時間外等と、非常勤医師として貴院で勤務する労働時間との合計は、年960時間を超えることは出来ません（所属元医療機関で法定労働時間働いていることを前提とした回答です）。非常勤医師に来ていただくに当たっては、所属元医療機関が連携B水準の指定を受け、かつ、当該医師が連携B水準の医師として特定されているのか確認をいただくことが必要になると考えています。
※基本的には連携B水準が想定されますが、B水準及び臨床研修医を除くC水準の場合もあり得ます。

Q 年960時間を超える時間外等が、隔年や数年おきに発生する可能性がある診療科については、どのように取り扱うのがよいのでしょうか。

A 2024年4月以降、特例水準の指定を受けていない医療機関においては、副業・兼業先での時間外等を含み年間960時間を超えて労働させることはできないこととなります。医療機関における労働時間の実態を踏まえて、予防的に連携B水準を取得する等、特例水準の指定を検討してください。

Q 中途採用した医師は、前勤務先でのB水準やC水準は引き継がれないと考えてよいのでしょうか。

A 貴院の36協定の対象期間の途中で採用された医師については、当該医師からの自己申告によって、貴院の36協定期間中における前勤務先での労働時間について把握し、把握した労働時間をもとに、貴院での労働時間と、副業・兼業先での時間外等を通算して上限基準を遵守いただくこととなります。

当該36協定期間中に前勤務先において連携B・B・Cいずれかの水準の適用期間がある場合には、通算して適用する上限（副業・兼業先での時間外等を含む）は、貴院がA水準の適用となる医療機関であっても、その医師については、その期間中に限り、前勤務先において適用されていた連携B・B・C水準の上限時間となります。

Q 連携B・B・C-1・C-2水準では、勤務間インターバルの確保が義務となっていますが、もし、各水準に指定された医師の時間外等があまり発生せず、結果としてA水準内に収まりそうになった場合にも、勤務間インターバルの確保は義務となるのでしょうか。

A 連携B・B・C-1・C-2水準が適用されている医師については、結果的にA水準相当の時間外等となる（なった）か否かにかかわらず、連続勤務時間制限等の義務がかかりますので、勤務間インターバルの確保が必要です。

Q 日中は主たる勤務先のA病院で勤務し、移動を挟んだ後に副業・兼業先のB病院の宿直（宿日直許可なし）に勤務する場合、当該宿直を行った翌日のインターバル中（18時間中）に、宿日直の許可のある宿日直につくことは可能でしょうか。

A 宿日直許可のない宿日直を行った翌日のインターバル（休息18時間）中に、宿日直許可のある宿日直につくことは出来ません。宿日直許可のある宿日直が勤務間インターバルとして認められるのは、始業から24時間以内に9時間の連続した宿日直許可のある宿日直に従事した場合のみだからです。

このQ&Aは全部で62項目です。すべてご覧になりたい場合は、厚生労働省の公式サイト「いきサポ」の医師の働き方改革制度概要解説ページに掲載予定ということで、http://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/contents/urgent_approach をご覧ください。

なお、センターでは、医師労働時間短縮計画の作成の支援をしていますので、気軽にお問合せください。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

